

社説

選舉法の改正

の主張なれば議員選舉に於ても郡部より重きを置かる可き筈なるに然るに現行の法律にては双方を混同するが故に少數なる市民は常に多數なる農民の爲めに壓せられて相當の代表者を出すも能はず商業工業者の利害が自から議場に輕ぜらるゝ傾向あるは議者の風に還舊とする所なれば市を獨立の埠區と爲し人口の割合に郡部よりも多數の議員を出さしむるは誠に當然の處量と云ふ可し斯くて市部に於ては人口五萬に付き一人の議員を出し郡部に於ては八萬に一名を選ぶとすれば代議士の數は四百七十餘名と爲る可しど云ふ三百を増して五百としたればとて實際に格別の効能ある可しども思はれざとも各國の例に照せば三百は少なきに過ぎ四百五十名とするも多きに失せざるふとなれば選舉權を擴張して世間並に近寄らしむる其序に議員の數をも世間並に於けるは不當に非ざるのみか議會の勢力を大ならしむるが爲めには議員の多さみそ便利なる可し次に被選人の納稅資格を除きたるもの善し獨り年齢の制限を存するは蛇足と云はざる可らず前にも云ふ如く代議政治は人民に相當の智識ありと假定するものにして今回被選人の納稅資格を撤せんとするも之を撤したればどて途方もなき人物を選舉するが如きよとなからずして實際に於ても必ず多少の好結果ある可し若しも實施の上、欠點を見出すふとあらば重ねて改正するも不可なしとして敢て断行を促すものなり

○大鷦師團長 大鷦師團長今日歸國せり

●大鷦師團長 大鷦師團長五月二十一日午前特發
大鷦師團長當聯隊の檢閱を了り三十四聯隊に赴く

○黑瀬少將 黒瀬少將對馬より來り今夜歸京す

●小杉鑛山監督署長 大阪鑛山監督署長小杉敏三郎氏來黒瀬草部鑛山の調査を爲す

○香川縣教育會 高松五月廿一日午前特發
本縣教育會明日開會す

○立石警部長巡迴 稲岡五月二十日午前特發
立石本縣警部長は本日より管内巡視を始む

○知事送別會 鳥鷹五月二十一日午後特發
今夜淺田知事の送別會を開く

○知事歸任 山口五月二十一日午前特發
秋山知事本日歸任す

○正木文部視學官 正木文部視學官 佐賀五月二十一日
正木文部視學官來る

○浮塵子發生 松山五月廿一日午前特發
縣下溫泉伊豫二郡の苗代に浮塵子發生す

○築港公債と時任知事 大阪五月三十日午後特發
築港公債募集の件にて上京中の時任知事は府下の紳商に對し築港公債應募の事を懇望し來りたり

○船越鐵道の任意解散 稲岡五月廿一日午前特發
船越鐵道にては昨日總會を開き任意解散に決せり

○銀行員運動會 廣島五月二十一日午後特發
明日當地銀行員の聯合運動會を開く

○佐賀の醜況 佐賀五月二十一日午前特發
春夏秋冬とも三眠乃至四眠位にて稀れに上糞するものあり

○飛驒の雪霜害 岐阜五月二十一日午前特發
縣下飛驒國は降雪、降霜の被害非常なりとの事にて知事巡視の苦なり

○貴族院議事 (政府提出)第一讀會
添田政務委員は簡單に商法修正の結果として銀行條例改正の必要を生じたるに付し本案を選の件を報告し次に審格審査委員会好退威氏辭任を申出でたるに付き之を許可すべきを詰りしに異議なし尚ほ日程第一の協議中經濟氏依り商法修正案と同一委員に付託するに決す外四名請取の件も同じく許可するに決す日程第二に移る

○銀行合併法廢止案 (政府提出)第一讀會
銀行合併法廢止案

日本觀業銀行法 中改正法律案

（政府提出）第一讀會
穂積政府委員提出の理由を述べて曰く本法は
一籍法の制定以前に於て定めたる日本人と外
國人との婚姻に關する規程にして既に國籍法
の制定ある以上は之を釣合を失する點があるに
依り即ち本法の改正を必要とする所以なりと
而して内田子爵の發議に依り國籍法と同一委
員に付託するに決す

明治六年第一百三號布告
改正法律案

日本勸業銀行法

中改正法律案

（政府提出）第一讀會
添田政府委員説明して曰く勸業債券の額面を
五十圓以上と規定したるは商法に準じたるも
のなれども我邦の民度に照して考ふるとさは
實際過大に失するの嫌びあるが如し抑も勸業
銀行の事業たる一方に於ては成るべく民間に
散在する小資本を吸收して之を生産的資本に
利用するにあり斯くて額面を三十圓に引下げ
蓄を奨励し一は消費力を減殺せしめ又金融を
利し產業を發達せしむるに効力あらんと信ず
是れ本案を提出せし最要の眼目なり速に協賛
あらんふとを望むと京極子爵の發讀に依り議
長指名の委員附託となる

明治二十一年勅令第二十
一號承諾を求むる件

（政府提出）第一讀會
芳川内務大臣登壇演説して曰く
諸君明治二十三年議會の議題選舉始まりし
以來政府は取締上に充分力を用ひたりと雖
々往々激烈なる競争を起し甚しきは家を焼
きんを殺すの慘狀を演じたるなどあり是れ
實に選舉の自由を失はし社会の秩序を紊
るなど大ならずとせず勿論警察官は相當の
取締を爲しつゝ然るにも拘らず前述の
如き慘狀を演ずるは畢竟法律に不備の點あ
ればなり試みに其状況を擧げて參者に供せ
んに明治二十五年三月には死亡五人、重輕
傷三百八十八人、同二十七年三月には死者
一、傷者二百五十二、同二十九年三月には
死者一、傷者八十あり又暴行脅迫は二十七
年三月に二百七十七人、同二十九年二月には
百十人あり是等の弊害を矯正するには獨
り警察の取締のみならず法律の不備を補ふ
にあるを以て本年一月の總選舉に際して本
勅令を發布したり然るに其結果本年は死者
一、暴行脅迫四十七に過ぎず思ふに將來に
向て尙ほ此効力を存せしむるの必要あらん
是れ本案を提出する所以なりと云々

演説したるや正親町實正氏の發議に依り議會の
名の委員付託となり議長は日程を報告して散
會す時に一時五十分

議事四十分間、十分間に過ぎず、法の修正案に開かれて、聯帶して生じた問題を、動かすの奇跡的な効能を説明、亦多くは體裁を爲すのみで、湯を呑むに似たる如く、勞四川を得たり。芳川内政府委員の伎倆なるが如くに、氣力、曾禰氏によ似通ひたれど、方の通人めざさるに立つて他人の間手突く者多し。變はりやれば必ず間手突かるるに自席に返りし。小松男爵・惜哉。此邊が小松男爵にして議員の發言最も不審に思ふ。之を聞いて今更のことを耳にするのである所以なり。